

航空機定期修理
共通仕様書

補給本部
航空機部航空機整備課

昭和44年	3月5日	制定
昭和46年	7月30日	第1次改正
昭和48年	6月15日	第2次改正
昭和51年	3月22日	第3次改正
昭和52年	3月3日	第4次改正
昭和53年	4月27日	第5次改正
昭和54年	4月2日	第6次改正
昭和56年	5月1日	第7次改正
昭和58年	4月22日	第8次改正
昭和62年	5月18日	第9次改正
平成8年	1月17日	第10次改正
平成10年	4月27日	第11次改正
平成10年12月	8日	第12次改正
平成11年	6月11日	第13次改正
平成12年	7月26日	第14次改正
平成13年	3月8日	第15次改正
平成13年	7月31日	第16次改正
平成14年	8月2日	第17次改正
平成19年	6月14日	第18次改正
平成20年	6月19日	第19次改正
平成22年	5月19日	第20次改正
平成23年	4月28日	第21次改正
平成24年	5月8日	第22次改正
平成25年	5月10日	第23次改正

目 次

1	総 則	1
1.1	適用範囲	1
1.2	定期修理の種類	1
1.3	定期修理の内容	1
1.4	引用文書等	1
1.5	用語の定義	3
1.6	標準作業期間	4
2	役務に関する要求	4
2.1	基本作業	4
2.2	変動作業	4
2.3	専用治工具等	5
2.4	部品材料等	5
2.5	官給品及び貸付品	5
2.6	燃料，潤滑油，作動油等	6
2.7	防せい	6
2.8	航空機の引渡し・受渡し	6
2.9	技術変更提案等	6
2.10	提出書類等	6
3	実施要領	7
4	品質保証	8
4.1	品質管理	8
4.2	認定	8
4.3	初回試験	8
4.4	官の実施する監督及び検査	8

5	その他の指示	8
5.1	技術役務の提供	8
5.2	情報の保全	8
5.3	疑義事項	9
	附属書 A 機体定期修理実施要領	10
A.1	総則	10
A.2	航空機の受入れ	10
A.3	機体等の防せい	10
A.4	燃料等の抜取り	11
A.5	航空機の分解	11
A.6	航空機の洗淨	11
A.7	修理	12
A.8	航空機の組立	17
A.9	組立後の作動試験	17
A.10	航空機の仕上げ	17
A.11	飛行試験	18
A.12	空輸準備等	18
	附属書 B 電子機器，武器関係作業実施要領	19
B.1	総則	19
B.2	不具合箇所の処置	19
B.3	技術資料	19
B.4	交換部品及び改修等	19
B.5	作業要領	19
B.6	その他の指示	21

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	_____	仕様書番号	MHS-V-46008-23
名称	航空機定期修理共通仕様書	防衛大臣承認年月日	_____
		作成年月日	44. 3. 5
		改正年月日	25. 5. 10
		単位	機
		補給本部航空機部航空機整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の航空機の定期修理について適用する。

1.2 定期修理の種類

定期修理の種類は、次による。

- a) P A R
- b) 定期特別修理

1.3 定期修理の内容

定期修理の内容は、次による。

- a) 基本作業
- b) 変動作業

1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 引用文書

1) 規格

M I L - S T D - 1 2 4 7 MARKINGS, FUNCTIONS AND HAZARD DESIGNATIONS OF HOSE, PIPE, AND TUBE LINES FOR AIRCRAFT MISSILE, AND SPACE SYSTEMS

原本等管理情報			取得文書管理情報	
作成年度：2013年度 起算日：2014.4.1 保管期間：10年 保管期間満了日：2024.3.31 本紙を含め：22枚 冊	開示	部分開示	不開示	取得年度： 起算日： 保管期間： 保管期間満了日： 本紙を含め： 枚 冊
	区分： 1 2 3 4 5 6			

MIL - STD - 2161 PAINT SCHEMES AND EXTERIOR MARKINGS FOR U.S. NAVY AND MARINE
CORPS AIRCRAFT

MIL - STD - 7179 FINISHES, COATINGS, AND SEALANTS, FOR THE PROTECTION OF
AEROSPACE WEAPONS SYSTEMS

MIL - C - 8779 COLOR, INTERIOR, AIRCRAFT, REQUIREMENTS FOR

MIL - S - 5002 SURFACE TREATMENTS AND INORGANIC COATINGS FOR METAL SURFACES
OF WEAPONS SYSTEMS

MIL - W - 5088 WIRING, AEROSPACE VEHICLE

SAE - AS50881 WIRING, AEROSPACE VEHICLE

2) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

MHP - V - 51028 航空機部品（国産）共通仕様書

MHP - V - 62010 航空機部品包装共通仕様書

MHS - J - 30701 航空機搭載電子機器定期修理共通仕様書

M2S - V - 30021 航空機等業者負担部品等共通仕様書

3) 法令等

装備品等の製造設備の認定に関する訓令（防衛庁訓令第44号）

海上自衛隊の使用する航空機の分類等及び塗粧標準等に関する達（昭和37年海上自衛隊達第
119号）

海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）

航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

航空補給処における処分等処理手続きについて（空補処補管第48号。22.1.26）

航空機の製造又は整備に使用する航空機燃料の航空機燃料税法上の取扱いに関する事務処理
（装本航2第152号。18.7.31）

調達品等役務請負契約における専用治工具（装本品管第113号。18.7.31）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21.
7.31）

4) 技術文書等

非破壊検査要領取扱説明書（10類1T第0001号。57.11.9）

一般修理取扱説明書（10類1T第0002号。57.11.9）

航空機構造用部品取扱説明書（10類1T第0003号。59.5.21）

航空油圧取扱説明書（10類1T第219号。50.8.20）

航空機の洗浄及びコロージョンコントロール取扱説明書（10類1T第0005号。10.3.31）

航空機エンジンの防せい要領取扱説明書（10類2T第647号。10.9.30）

航空機防せい要領説明書（10類1T第0004号。9.3.21）

NA - 01 - 1A - 12 AIRCRAFT REPAIR FABRICATION MAINT AND REPAIR OF TRANSPARENT
HANDBOOK

NA - 01 - 1A - 17 AVIATION HYDRAULICS MANUAL

NA - 01 - 1A - 20 AVIATION HOSE & TUBE MANUAL ORGAN INTER & DEPOT MAINT VARIOUS
AIRCRAFT

NA - 01 - 1A - 503 MAINT OF AERONAUTICAL ANTIFRICTION BEARINGS

NA - 01 - 1A - 505 AIRCRAFT ELECTRIC & ELECTRONIC WIRING INSTALLATION PRACTICES

B) 関連文書

1) 仕様書

MHP - V - 51030 航空機部品（輸入）共通仕様書

MHP - V - 56016 航空機等輸入品検査共通仕様書

2) 法令等

航空機等整備規則（平成10年海上自衛隊達第31号）

航空機等整備実施要領（補本装航第89号。10.12.8）

信頼性管理実施要領（補本装航第91号。10.12.8）

形態管理実施要領（補本装航第92号。10.12.8）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の管理実施要領（補本装航第93号。10.12.8）

1.5 用語の定義

この仕様書において使用する用語の定義は、次による。

1.5.1

P A R (PROGRESSIVE AIRCRAFT REWORK)

航空機等の信頼性データ等に基づき、航空機の使用態様に応じ、部隊等で整備できない機体の修理、交換、調整、改修、検査及び試験等を行う作業

1.5.2

定期特別修理

特定の航空機に対して所定の周期に実施する修理であって、定められた整備によって良好な作動状態を保持するために必要な作業

1.5.3

基本作業

個々の航空機について基本的、共通的に行う作業。ただし、第2種技術変更提案を含むものとする。

1.5.4

変動作業

基本作業に含まれない作業

1.6 標準作業期間

定期修理の標準作業期間は、機種別共通仕様書又は個別仕様書に示される。

2 役務に関する要求

2.1 基本作業

基本作業は、次による。

- a) **機体等関係** 引渡し、検査、洗浄、分解、小修理、軽微な部品製作、保管、組立、調整、塗装、表面処理、給油、試験、検査立会い、受渡し及び第2種技術変更提案による作業等。ただし、部隊で実施する機体、エンジン等の定期検査項目は、特に指示する場合を除き行わないものとする。
- b) **電子機器、武器関係** 受入れ、取外し返納、交話機等のチェック・アンド・リペア、取外さない機器等の検査、小修理、保管、官給機器等の受領、取付け、調整、検査及び検査立会い等

2.2 変動作業

変動作業は、次による。

- a) 検査の結果、簡単な修理を必要と認めたもので、部隊修理不可能又は定期修理後はできない場所にある不具合及び取卸し、交換が計画されていない部品等の不具合で工程上、又は経済的にこの定期修理で修理した方が有利であると判断される修理作業。ただし、監督官の確認を得て行うものとする。
- b) 検査の結果、相当な修理を必要と認めた作業。ただし、緊急を要する場合を除き、順序を経て契約担当官等の承認を得て行うものとする。
- c) 個別仕様書に指示する改修指示書による改修

- d) 空輸準備終了後10日を越える空輸待ち航空機の整備，保全作業
- e) 官給品遅延又は不具合その他によって必要となった追加作業
- f) 天災地変等に対処するため特に必要な作業
- g) 技術調査，特令検査等に伴う作業
- h) 電子機器及び武器の性能維持のために必要な作業
- i) その他，特に必要と認めた作業。ただし，監督官の確認を得て行うものとする。

2.3 専用治工具等

修理に必要な専用治工具等の準備は，調達品等役務請負契約における専用治工具（装本品管第113号。18.7.31）によるものとする。

2.4 部品材料等

部品材料等は，M2S-V-30021によるものとする。

2.5 官給品及び貸付品

2.5.1 官給品

官給品は，海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）によるほか次による。

- a) 官給品の引渡し場所は，原則として契約の相手方の工場とする。
- b) 契約の相手方は，官給品に不具合を発見した場合には，不符合（異常）の報告を官給元の補給部隊に行い，処理については，官給元の補給部隊又は当該物品の契約担当職員の指示によるものとする。ただし，変動作業による製作又は修理を指示された場合には，監督官の指示による。
- c) 機体取外し品の処置は，航空補給処における処分等処理手続きについて（空補処補管第48号。22.1.26）による。
- d) 官給品の返還は，原則として監督官の指示によって官給を受けた場所において官給元の補給部隊に返還するものとし，返還に当たっては，次の定めるところによる。
 - 1) 官給品のうち使用可能品（航空燃料を除く。）は，原則としてMHP-V-62010の定めるところによって包装等を行うものとする。

なお，返還時の指定容器及び梱包箱は，原則として官給時使用されたものを使用するものとし，梱包のための補修資材等は契約の相手方の負担とする。
 - 2) 要修理品は，所要の防せい処理を行い，航空補給処等までの輸送に耐え得る包装を行うものとする。

2.5.2 貸付品

貸付品は，次による。

- a) 貸付品は、個別仕様書に定め、契約の相手方の工場渡しとし、貸付けの申請の手続きは海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）の定めるところによる。
- b) 貸付品の返還は、原則として監督官の指示によって貸付けを受けた場所において使用可能の状態とし、かつMHP-V-62010の定めるところによって包装等を行い、貸付元の補給部隊等に返還するものとする。

2.6 燃料，潤滑油，作動油等

燃料，潤滑油及び作動油等は，次による。

- a) 試験，検査及び空輸に必要な燃料は，官給を原則とし，潤滑油，作動油等は契約の相手方の負担とする。
- b) 航空機の受入検査後，残留燃料，潤滑油，作動油等（以下，燃料等という。）を排出し，燃料については汚損しないように保管し，その後の処置については，燃料等の官給を実施する部隊の指示に従うものとする。

なお，燃料以外の排出した油は，すべて廃棄するものとする。

- c) 契約の相手方は，航空機の社内飛行試験等及び官の行う飛行試験等に使用する燃料の積込み又は取卸しについては，航空機の製造又は整備に使用する航空機燃料の航空機燃料税法上の取扱いに関する事務処理（装本航2第152号。18.7.31）による。

2.7 防せい

保管に必要な防せい処置は，航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）によるものとする。

2.8 航空機の引渡し・受渡し

航空機の引渡し及び受渡しは，次による。

- a) 引渡し及び受渡し場所は，契約の相手方の工場とする。
- b) 引渡し及び受渡しの手続きは，海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）によるものとする。

2.9 技術変更提案等

技術変更提案及び技術刊行物改定要求等は，航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）によるものとする。

2.10 提出書類等

提出書類等は，次による。

- a) 海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）に定められたもののほか，表1による書類を監督官の確認を得た後，提出する。

表1 - 提出書類

項目	名称	提出時期	提出先及び部数			
			海幕航空機課	補給本部	航空補給処	所属部隊
1	完成検査成績書	航空機受渡し後 15日以内		1		1
2	改修等指示及び技術変更提案 実施記録 ^{a)}	"		1		1
3	返品書，材料使用明細書	最終号機受渡し後 30日以内			2	
4	電子機器，武器装備図 (変更分)	航空機受渡し後 15日以内	1	1		1
5	航空機等修理記録(H票) 改修実施記録(K票) ^{a)}	航空機受渡し後 30日以内		1		
6	機器記録/移動記録(D票)	航空機受渡し時				1
注 ^{a)} 適用がない場合は，提出しない。						

- b) 定期修理が完了した航空機の航空機来歴簿，搭載装備品来歴簿，装備品来歴票，航空機装備品目録等は，所要事項を記入し，完成検査官又は監督官の確認を得た後，海上自衛隊の空輸員に渡すものとする。

3 実施要領

契約の相手方は，次に示す附属書，機種別共通仕様書及び個別仕様書に基づき，標準作業手順書等を作成し，監督官の確認を得た後，これによって定期修理を行うものとする。

- a) 附属書A 機体定期修理実施要領

- b) 附属書B 電子機器，武器関係作業実施要領

4 品質保証

4.1 品質管理

品質管理は，DSP Z 9008によるものとし，要求事項は表1のaによる。

4.2 認定

認定は，装備品等の製造設備の認定に関する訓令（防衛庁訓令第44号）の定めるところによる。

4.3 初回試験

契約の相手方は初回試験を実施する場合は，MHP - V - 51028に基づき実施する。

4.4 官の実施する監督及び検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき，実施する。ただし，最終組立及び飛行試験については，直接又は立会いによって品質の確認を行う。

5 その他の指示

5.1 技術役務の提供

契約の相手方は，航空機等に対する次の技術役務等の提供を行うとともに，それらの技術役務の成果について調達部長等を通じ，要求元あてに提出する。

- a) 航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）に定める技術変更提案の提出
- b) 調達部長等の指示又は承認によって，次の事項によって作業を実施する。

なお，作成資料等は必要に応じ調達部長等を通じ，要求元あてに提出する。

- 1) 定期修理中の航空機等の不具合事項に関する技術処置
- 2) 部隊運用中の航空機等の不具合事項（航空機等不具合通知等を含む。）及び部隊整備についての技術資料の収集及び対策の検討並びに技術活動（現地調査，技術支援，SB等の技術資料の作成及び関連会社への依頼を含む。）
- 3) 技術的調査事項に対する調査検討及び技術資料の入手
- 4) 代用材料及び代用部品に関する情報収集及び技術検討
- 5) 部隊等からの派遣隊員に対する技術指導
- 6) 現地技術役務に伴う社内活動

5.2 情報の保全

契約の相手方は，この契約の履行に当たり知り得た保護情報の取扱いに当たっては，装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21.7.31）に基づき，適切に管理するものとする。

5.3 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

附則

この仕様書は、平成25年度国債契約以降、適用する。

附属書 A (規定) 機体定期修理実施要領

A.1 総則

航空機の機体修理は、航空機等整備基準（海幕装備第 5 6 2 2 号。10.12.8）に準拠し、この要領によって実施する。

A.2 航空機の入入れ

A.2.1 受入れ作業

受入れ作業は、次による。

- a) **受入れ点検** 契約の相手方の工場に搬入された航空機は、所定の場所で部隊からの航空機の現状通知等を参照し、航空機全体の状態を点検して航空機装備品目録と対比し、監督官の確認を得る。
- b) **地上試運転及び作動試験** エンジンの目視点検及び受入れ試運転を行い、同時に可能な範囲で機体及び搭載機器（電子機器及び武器を除く。）の作動試験を行う。
- c) **改修等実施状況の点検** 改修等の技術変更事項について、実施状況を点検する。

A.2.2 特令検査等

契約の相手方の工場に搬入された航空機に対し、未実施又は契約期間中に発簡した特令検査、技術調査等を実施する。

A.3 機体等の防せい

A.3.1 機体の防せい

機体の防せいは、航空機等整備基準（海幕装備第 5 6 2 2 号。10.12.8）によるほか、航空機防せい要領説明書（10類1T第0004号。9.3.21）による。

A.3.2 エンジンの防せい

取外したエンジンの防せいは、航空機エンジンの防せい要領取扱説明書（10類2T第647号。10.9.30）及びそれぞれのエンジンの技術刊行物に従って実施する。

A.3.3 部品の防せい

部品の防せいは、海上自衛隊補給実施要領（補本装補第 2 0 7 2 号。18.12.27）による。

A.4 燃料等の抜取り

燃料，潤滑油及び作動油等は機体から抜取り，燃料抜取り後は，タンク内残留ガスを排除し，作業上の危険防止を行わねばならない。

A.5 航空機の分解

A.5.1 分解の範囲

機種別共通仕様書又は個別仕様書に示すとおりとする。ただし，損傷，腐食等の疑いに対する検査，修理，改修等のため，必要な場合は監督官の確認を得て，この範囲を越えて分解することができる。

A.5.2 分解検査

分解工程における検査は，次の各項に重点を置き実施する。

- a) 飛行安全に直接関係のある翼及び駆動装置取付け部の亀裂，摩耗及び腐食等
- b) 操縦装置等の緩み，損傷，摩耗及び腐食等
- c) 各種取付金具，ベアリング，ボルト，ボルト孔の歪み，延び及び腐食等
- d) 支柱，隔壁等構造部分の歪み，わん曲，オーバーストレス及び故障の兆候の有無等

A.6 航空機の洗浄

A.6.1 洗浄及び塗装のはく離

洗浄及び塗装のはく離は，次による。

- a) 外面及び接近できる内面，機器，装備等は，航空機の洗浄及びコロージョンコントロール取扱説明書（10類1T第0005号。10.3.31）及びその航空機の技術刊行物に定められている材料と方法を用いて必要に応じた洗浄を行う。
- b) 機体外面の塗装は，塗装面のはがれ，割れ，欠け，ひび及び過剰皮膜等の状況がないかを十分検査する。その状態から劣化が非常に広範囲である場合，ペイントの厚さが全体的に過剰となっている場合及び部分的にはく離して塗装するよりも全面はく離して塗装する方が経済的である場合は，全面はく離する。
- c) 機体内面は，特に不良の箇所及び要点検箇所だけを部分的にはく離除去する。
- d) 塗装はく離を行う場合は，常にエンジンの吸入，排気の開口部，静圧口，ピトー及びベントの開口部，アクリル及び強化プラスチックの表面，脚，ホイール，タイヤ並びに露出している配線や配管等のような部分は，ペイント・リムーバによる悪影響を防ぐための保護処置を講じなければならない。

e) 洗淨及び塗装はく離後の排水孔等は，点検し良好に保たなければならない。

A.6.2 洗淨後の検査

部品及び構造部の老朽，損耗，腐食，変形等の目視検査を行う。

A.7 修理

A.7.1 実施に関する一般事項

A.7.1.1 処理要領

処理要領は，次による。

a) 不具合対策

- 1) 検査の結果，発見された不具合箇所について，対策の対象となるものには不具合箇所対策表を作成するものとする。

なお，技術部門又は設計部門による対策が必要な不具合に対しては，監督官の確認を得た後実施する。

- 2) 検査の結果，飛行安全に直ちに影響を与えない不具合等で，この仕様書の基本作業として要求がなく，部隊整備段階（C段階整備以下）で実施できるものは，原則として実施しないものとする。この場合，その不具合の場所等を記入した不具合箇所未処理記録を作成するものとする。

b) 改修等

該当する改修指示及び他の改修作業は，機種別共通仕様書又は個別仕様書に示すとおりとする。

A.7.1.2 部品材料の使用に関する基準

部品材料の使用に関する基準は，次による。

a) 交換部品

- 1) 交換部品は，特に監督官が承認する場合を除き，適用される所定の技術資料に基づき，技術刊行物に記載された該当部品番号のものを使用することを原則とする。
- 2) 交換部品がない場合には，監督官の確認を得てハイアッセンブリーを使うことができる。

b) **代用品** 部品，材料等の代用に際しては，必要な資料を提出して監督官の確認を受けなければならない。

c) **標準部品の再使用** 標準部品で再使用可能なものは，所要の寸度検査又は目視検査を行い，再生処理を行なって良品となったものは再使用することができる。ただし，ロックワッシャー，セルフタッピング・スクリュー（MS33749，MS35333，MS35790 等）に限り，新品を使用するものとする。

A.7.1.3 部品材料の取扱い及び交換基準

部品材料の取扱い及び交換基準は、次による。

- a) **セルフ・ロックング・ナット** セルフ・ロックング・ナットの使用限界と用法については、MS33588 及び航空機構造用部品取扱説明書（10類1T第0003号。59.5.21）の規定によるほか、次の各号に示す重要箇所に関するセルフ・ロックング・ナットで取外したものは、原則として新品と交換する。ただし、1) のものは必ず新品と交換しなければならない。また、取外したもののうち、良品と判定されたものは、他の箇所に再使用することができる。
- 1) 操縦系統，エンジン・コントロール系統，燃料コントロール系統のリンケージ，アタッチメント等
 - 2) ナット座面と締め付け部材との間の相対的回転運動によって，ナットをねじ戻す力が作用する箇所
 - 3) 構造上1本のボルトに大きな荷重が集中してかかる締め付け部
 - 4) 機体の振動等のため，ナットの緩みが，たびたび発見されている箇所
 - 5) 緩んだ場合，ジェットエンジン，ガスタービン・エンジン等の空気取り入れ口に吸い込まれるおそれのある箇所
 - 6) 上記以外で部隊整備のためナットの着脱が頻繁で，かつ作業が容易でない箇所
- b) **クレビス・ボルト** 締め付けるためにクレビス・ボルトが使用され，スペーサー及びボール・ベアリング，ハブ等を必要とする箇所には，クレビス・ボルトに代えて六角ボルトを使用することができる。ただし，この場合，MS33588 によるセルフ・ロックング・ナットが使用されている箇所を除き，キャスル・ナットを使用しなければならない。
- c) **安全線** 特に規定されたもののほか，MS20995 に規定された耐食鋼線を使用し，かけ方は，MS33540 及び航空機構造用部品取扱説明書（10類1T第0003号。59.5.21）又はその航空機の技術刊行物に規定された方法で実施する。
- d) **コッター・ピン** MS24665 に規定された耐食鋼を使用する。
- e) **ボール・ベアリング及びローラー・ベアリング**
- 1) 飛行安全に直接関係のあるベアリング及び通常の分解で取外し得るベアリングは取外し，NA-01-1A-503 及びその航空機の技術刊行物に準拠して検査を行わねばならない。
 - 2) 良態であって再使用可能なものは，可能な範囲で洗浄，給油を行い，保存の処置をしなければならない。

- 3) 取外さないベアリングは，取付けたまま腐食，摩耗，給脂の状態及び油脂の変質，劣化に関し目視検査を行い，再使用可能なものは，そのまま給脂する。
- 4) ベアリングの洗浄に当たっては，水蒸気，クロリネーデット・ハイドロ・カーボン等を使用しなければならない。
- f) **ブッシング** ブッシング交換を行った場合には，リーマー仕上げを行って内径寸度を適合させなければならない。
- g) **リベット** 一般修理取扱説明書（10類1T第0002号。57.11.9）及び航空機構造用部品取扱説明書（10類1T第0003号。59.5.21）に定められている要領によって実施する。
 - 1) エクスプロージョン・タイプのリベットは，燃料セル，オイルタンク等のトラップガスの存在のおそれがある部分には使用してはならない。
 - 2) ハイ・シヤ・リベット及びロック・ボルトの使用は，技術資料等に定められているところによる。
- h) **プラスチック・エンクロージャー** 透明プラスチック・エンクロージャー，キャノピー等の検査は，監督官の確認した基準によって実施し，修理はNA - 01 - 1A - 12の要領によって実施する。強化プラスチック，積層ガラスの加工，修理及び保全に関しては，所定の技術資料による。
- i) **配管（Tubing）及びホース・アッセンブリー**
 - 1) 配管とホース・アッセンブリーは次による。
 - 1.1) 製作，修理，試験，洗浄及び検査については，航空機構造用部品取扱説明書（10類1T第0003号。59.5.21）及びNA - 01 - 1A - 20による。
 - 1.2) 機種別共通仕様書又は個別仕様書に定めた交換品目は，交換する。交換するための寿命の識別は，MIL - STD - 1247，NA - 01 - 1A - 20による。
 - 1.3) 交換しないホースで，取外したものは洗浄の上，検査を実施する。
 - 1.4) 取外さないホースは，そのままの状態で行う。
 - 1.5) ホースの防せいは，所定の技術資料による。
 - 2) 作業中すべてのラインの開口部に異物が侵入しないようNA - 01 - 1A - 17に従って処置するものとする。
- j) シール，インシュレーション，グロメット等の変形，衰耗，ゴムの劣化及び変形等を検査し，不良のものは交換する。
- k) **配線類** 配線類の取扱い，識別等は，MIL - W - 5088，SAE - AS50881及びNA - 01 - 1A - 505による。

l) **各種配線類の標識** 不鮮明な標識等は，必要に応じて交換する。

m) **機能部品**

- 1) 航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）にオーバーホール間隔基準が指定されており，その時期に達しているものは，原則として再延長の規定限度まで交換しない。
- 2) 機能部品を修理する場合の見積費用が，修理用小部品の価格，修理費等で本体価格の65%を基準としてそれ以上を要する場合には，監督官の確認を得て交換することができる。

A.7.1.4 **特殊工程**

特殊工程は，次による。

a) **非破壊検査**

- 1) 機種別共通仕様書又は個別仕様書に規定する部品は，それぞれの非破壊検査を非破壊検査要領取扱説明書（10類1T第0001号。57.11.9）に示された要領に従い，行う。
- 2) 機種別共通仕様書又は個別仕様書で非破壊検査を要する品目と定められたもののうち，検査に合格したものは，合格の証拠を示すスタンプ，色等による識別を付さなければならない。
- 3) 検査合格の識別を明確にできないものは，装備前に検査を行う。

b) **表面処理**

- 1) 陽極処理等の表面処理を行う場合には，MIL - S - 5002による。
- 2) ペイント・フィニッシング等塗装は腐食を除去し，航空機の洗浄及びコロージョンコントロール取扱説明書（10類1T第0005号。10.3.31）及びその航空機の技術刊行物に従って腐食部分を除去し，修理を行う。不具合のシーラントは除去し，所定の技術資料によって，交換又はリシールを行う。上塗りをする場合には，塗る前に航空機の洗浄及びコロージョンコントロール取扱説明書（10類1T第0005号。10.3.31）に従って表面の密着性を良くし，表面処理をし，プライマーを塗れるように砂磨き（Scuff-sand）する。再塗装する場合には，余剰ペイント，ペイント・リムーバの残り，有機土，ワックスの残り，汚れ等を除去するため，適用文書に従って関係部分を洗浄する。
- 3) 外部表面への仕上げ塗装は，MIL - STD - 7179，MIL - STD - 2161，航空機の洗浄及びコロージョンコントロール取扱説明書（10類1T第0005号。10.3.31），海上自衛隊の使用する航空機の分類等及び塗粧標準等に関する達（昭和37年海上自衛隊達第119号）及び承認図面等による。内部表面への再塗装は，MIL - C - 8779，MIL - STD - 7179及び適用図面等による。
- 4) 溶接，熱処理等については，所定の技術資料によるものとする。

A.7.1.5 その他

その他の作業は、次による。

- a) **所要トルク** 個別の技術資料に特に示されている場合を除き、修理作業に関係があるハードウェアのトルク値は、航空機構造用部品取扱説明書（10類1T第0003号。59.5.21）に規定するところによる。
- b) **許容公差** 規定の公差を越える場合で、追補公差を新たに設定する必要がある場合には、技術刊行物改定要求書等で処理する。ただし、軽微な項目については、監督官の確認によって技術刊行物改定要求書を省略することができる。
- c) 作動油の汚れの管理は、航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）、航空油圧取扱説明書（10類1T第219号。50.8.20）、NA-01-1A-17及びその航空機の技術刊行物によって実施する。

A.7.2 各部の作業

A.7.2.1 機体各部の作業

機種別共通仕様書又は個別仕様書に示す要領に従って実施する。

なお、エンジンについては、原則として検査・修理は行わない。

A.7.2.2 機体構造部及び構成部品の修理

機体構造部及び構成部品の修理は、次による。

- a) すべての構造修理は、一般修理取扱説明書（10類1T第0002号。57.11.9）、航空機構造用部品取扱説明書（10類1T第0003号。59.5.21）及びその航空機の技術刊行物等によるほか、監督官の確認した要領による。
- b) 構造部、同構成部の交換部品の在庫があり、これを使用した方が定期修理の工程上合理的な場合には、交換することができる。

A.7.2.3 機能部品

機能部品は、次の各号によるほか、機種別共通仕様書又は個別仕様書の定めるところによる。

- a) 機能部品の作業種別及び記号等は、次のとおりである。

T R 機能試験¹⁾を行い、不良の場合は交換する。

C R ベンチ・テスト¹⁾を行い、不良の場合は交換する。

T C R 機能試験¹⁾を行い、不良の場合は取外してベンチ・テスト¹⁾を行い、不良の場合は交換する。

T E 機能試験¹⁾を行い、不良の場合は取外してベンチ・テスト¹⁾を行い、不良の場合は修理する。

C E ベンチ・テスト¹⁾を行い、不良の場合は修理する。

O E 取外し分解の上、シール類を交換し、組立の上ベンチ・テスト¹⁾を行う。

E O 取外し分解点検の上、要すれば修理を行う。

注¹⁾ この場合のベンチ・テスト及び機能試験とは、航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）による。

- b) 作業記号T E , C E , O E 及びE O について、修理用小部品の入手に予期しない困難が発生し、監督官がやむを得ないと認めたものは、他の良品と交換することができる。
- c) 官給品で機種別共通仕様書又は個別仕様書に規定されたものは、機体装備前にベンチ・テストを実施しなければならない。
- d) 機能部品を修理した場合には、航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）に基づき、検査済み証を添付するものとする。
- e) 作業記号T C R について機能試験の結果、不良の状況が明瞭であるものについては、ベンチ・テストを行わず交換することができる。
- f) C R , T R , T C R の部品で交換する補用品がなく、工程がストップする場合に限り監督官の確認を得て修理することができる。

A.8 航空機の組立

関係技術資料のそれぞれの該当項目に従って行い、各系統の組立工程の調和を図り、結合作業等では無理、無駄がないように十分注意して確実に作業を実施しなければならない。

A.9 組立後の作動試験

航空機の組立が完了し、所定の整備が終了したら、最終検査を各系統について実施し、作動状態と機能の状況を確認する。

A.10 航空機の仕上げ

航空機の仕上げは、次による。

- a) すべての作業が完了した航空機に対して、内外面の塗装及び標識の仕上げを実施する。

- b) 所要の作業を終了した航空機に対して、ウェイト・アンド・バランスの測定、アライメント検査等を実施する。
- c) 所要の作業を終了した後、所定の技術資料に基づいて漏水試験を実施する。
- d) 所要の作業を終了した後、エンジンを運転し、所定の技術資料に基づいて運転検査及び各系統の機能検査を行い、すべての状態が規定の値を満足していることを確認しなければならない。
- e) 前項までの作業が終了したならば、搭載コンパスの自差修正場に移し、所要の調整を行い、その記録を作成する。

A.11 飛行試験

A.11.1 社内飛行試験

社内飛行試験は、次による。

- a) 仕上げを終了した航空機は、それぞれの技術刊行物に準拠して、飛行前後の点検を行う。
- b) 技術刊行物又は海上幕僚監部が別に定める実施要領に従い、飛行性能及び安全性の確認のため、地上試運転、地上滑走及び社内飛行試験を行う。

A.11.2 官飛行試験

官飛行試験は、次による。

- a) 前項までの作業が終了した航空機に対して、監督官等が必要と認める場合又は機種別共通仕様書に要求する場合、技術刊行物又は海上幕僚監部が別に定める実施要領によって飛行試験を実施する。契約の相手方は、所要の地上整備支援を行う。
- b) 官飛行試験後、試運転等に対して、契約の相手方は原則として立ち会うものとする。

A.12 空輸準備等

官飛行試験又は社内飛行試験が終了し、所要の修正等が完了したならば、空輸の準備を確実に行うものとする。

附属書 B (規定) 電子機器，武器関係作業実施要領

B.1 総則

この附属書は、航空機定期修理のうち電子機器、武器関係に関する作業について定めるものである。
なお、ここに規定するもののほかは、附属書 A による。

B.2 不具合箇所の処置

検査の結果、発見された不具合箇所については、軽微なものを除き、不具合箇所対策表を作成し、監督官の指示によって処置する。

B.3 技術資料

所定の技術資料は、引用文書に示すほか、次による。

- a) 各電子機器，武器の取扱説明書
- b) ELECTRONICS INSTALLATION INSTRUCTIONS
- c) ELECTRONICS BENCH PRE-FLIGHT FLIGHT TEST INSTRUCTION

B.4 交換部品及び改修等

交換部品の使用，改修等を実施した電子機器の表示は，MHS - J - 30701 による。

B.5 作業要領

B.5.1 電子機器，武器の受入れ及び取外し

原則として、機種別共通仕様書に定める、電子機器及び武器関係作業実施要領の範囲内で各機器に適合した方法で機体から取外し、次の項目について調査し、受入れ時、電子機器，武器状況調査表を作成し、監督官に提出する。

- a) 構成，品目，型式番号及び数量
- b) 外観・状況

B.5.2 取外した電子機器，武器の処置

B.5.2.1 返納する電子機器，武器

目視検査し返納する。官給後は，原則として次の項目について検査する。

- a) 目視検査
- b) 機種別共通仕様書に定めるベンチ・テスト

B.5.2.2 保管する電子機器，武器

保管する電子機器及び武器については，原則として次の項目について検査し保管する。

- a) 目視検査
- b) 機種別共通仕様書に定めるベンチ・テスト

B.5.2.3 交話機等のチェック・アンド・リペア

交話機等のチェック・アンド・リペアは，次の各号によるほか，機種別共通仕様書又は個別仕様書に定めるところによる。

- a) チェック・アンド・リペアの作業符号は，次のとおりである。

C E ベンチ・テスト²⁾を行い，不良の場合は修理する。

注²⁾ この場合のベンチ・テストとは航空機等整備基準（海幕装備第5 6 2 2号。10.12.8）による。

- b) 修理用子部品の入手に予期しない困難が発生し，監督官がやむを得ないと認めたものは，他の良品と交換することができる。

B.5.3 取外しを行わないものに対する処置

取外しを行わない取付け台，取付け板，空中線及び付属品等は，原則として，機体に装備されたままの状態で清掃手入れを行い，次の項目について検査する。

a) 取付け台及び取付け板

- 1) 目視
- 2) 必要のあるものは防振作用

b) 空中線

- 1) 目視
- 2) 導通
- 3) 絶縁及び接地
- 4) 必要あるものは電圧定在波比（V S W R : VOLTAGE STANDING WAVE RATIO）

c) 付属品

- 1) 目視
- 2) 必要あるものは導通，絶縁及び耐圧

B.5.4 官給電子機器，武器の処置

B.5.4.1 受領時の検査

個別仕様書に官給を指定されたものについては，契約の相手方の工場において受領し，次の項目について検査する。

なお，各機器の構成，品名，型式番号及び数量に異なるものがある場合には，監督官の指示によって処置する。

- a) 構成，品目，形式番号及び数量
- b) 外観状況

B.5.4.2 受領後のベンチ・テスト

機種別共通仕様書に定めるベンチ・テストを実施し，成績書を作成する。

B.5.5 装備

B.5.2.2，B.5.2.3 及び B.5.4 でベンチ・テスト等の結果，良好と認められた各機器は，ELECTRONICS INSTALLATION INSTRUCTIONS 及び取扱説明書によって正しい手順で装備する。

B.5.6 地上作動試験

装備が完了した電子機器に対し，次の項目について地上作動試験を行い，成績書を作成し，監督官に提出する（ただし，武器は e) のみ。）。

- a) 目視
- b) 入力電源（電圧，周波数等）
- c) 雑音
- d) 相互干渉
- e) 機種別共通仕様書に定める地上作動試験

B.5.7 飛行試験

試験を実施する機器及び試験項目については，海上幕僚監部が定める実施要領による。

B.6 その他の指示

契約の相手方は契約履行にあたり，機体定期修理作業線表を作成し，海上自衛隊補給本部航空武器整備課に報告するものとする。

なお、機体定期修理作業線表において機体の納入月等が変更となる場合、速やかに変更後の機体定期修理作業線表を作成し、海上自衛隊補給本部航空武器整備課に報告するものとする。